

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（平成30年亀岡市条例第48号）
の内容

平成30年12月15日施行

亀岡市議会基本条例第24条に基づく条例の検証及び見直しの検討の結果、
下記事項について、条例の一部改正を行いました。

（改正事項）

- （1）議会報告会について、「毎年開催するものとする」を「行うものとする」
に変更する。
- （2）市民の福祉の「向上」を「増進」に改める。